

情報化技術支援業務 評価基準

1 評価項目、評価基準及び配点

評価項目			配点			
			書類審査	面接	合計	
企画 点	体制	業務の遂行（本市が行う情報システムの開発、改修及び保守の案件（以下、「情報化投資案件」という。）の打ち合わせ及び会議出席等）を円滑に行う体制となっているかを評価する。	100点		100点	
	業務遂行能力	業務責任者及び副業務責任者に対し、業務の遂行に必要な能力があるかを評価する。		100点	100点	
	専門員としての技術力	企画書に記載されている、業務責任者及び副業務責任者が過去に携わった情報化投資案件における対応事例から、専門員としての技術力を企画書から評価する。 ・ 情報化投資案件の目的や課題解決策の適切度に関する視点 ・ 費用対効果の視点 ・ 費用の低減・適正化の視点 ・ セキュリティ対策の視点	300点		300点	
	経歴	提案者（業務責任者、副業務責任者及び技術担当者）の経歴・資格から、業務の遂行に必要な能力を評価する。	200点		200点	
	「企画点」小計			600点	100点	700点
	加点	提案項目について、本市情報化投資管理において特に有用と審査委員が認める場合に加点する。	1 提案項目につき 10 点以内 最大 50 点まで			
	減点	書類に不備があると認められる場合に減点する。	1 か所につき -10 点			
価 格 点	費用	費用が低廉であるかどうか。 費用については、書類審査及び面接による評価が終了した後に評価する。			300点	
	「価格点」小計				300点	
総計					1,050点	

2 最低基準点

企画点（書類審査及び面接）の得点について、350点を最低基準点とする。

（ただし、評価項目「専門員としての技術力」が0点であるものはその総合点にかかわらず、最低基準点を下回るものとみなす。）